

文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 文化芸術・観光融合促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、文化芸術活動を行う者の活動と観光の融合による新たな賑わいの創出と持続的な活動を支援することを目的とし、これに要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は次のとおりとする。

- 一 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け県内で同法第2条第2項の旅館・ホテル営業又は同条第3項の簡易宿所営業を営む個人・法人格を有する団体
- 二 観光客を対象としたイベントを開催する個人又は団体。ただし、団体にあつては、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 等
 - (イ) 会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）
 - (ウ) 特定非営利活動法人
 - イ 法人格を有しない者（権利能力なき社団）であつて、次の（ア）から（ウ）までの全てについて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの
 - (ア) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - (イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。
 - (ウ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。
 - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - 三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - 四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - 五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光客を対象とするイベントの開催であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 一 前条第1項第1号の旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供する県内の宿泊

施設において実施するイベントであって、県内で文化芸術活動を行う者が主として出演する事業であること。

二 県内において実施する日本の伝統文化に関するイベントであって、県内で文化芸術活動を行う者が主として出演する事業であること。

(補助対象とならない事業)

第5条 前条に該当する場合であっても、次の事業は補助対象とはならない。

- 一 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設で行う事業
- 三 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員である事業
- 四 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業
- 五 公序良俗に反する事業
- 六 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害する事業
- 七 その他、法令等に違反する事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる費用であって、補助対象者が補助対象事業を行うために必要な経費とする。

(補助率及び補助額)

第7条 補助率は補助対象経費の合計額の $1/2$ とし、補助額は1事業あたり25万円、補助対象者あたり100万円を限度として、補助対象経費から入場料等及びその他の収入を控除した額とする。

(申請の上限)

第8条 補助対象事業の申請回数は制限しない。ただし、開催する場所(施設を含む。以下同じ。)及び出演者が同一である事業については1事業とみなして前条の規定を適用する。

(補助対象事業実施期間)

第9条 補助対象事業を実施する期間(以下「事業実施期間」という。)は、令和6年4月1日から令和7年2月14日までとする。

(補助金交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

- 第11条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、文化芸術・観光融合促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。なお、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を求めることができる。
- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項の但し書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第12条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

- 第13条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費において、20%以内の経費の配分の変更又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- 2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第14条 補助対象者は、補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

- 第15条 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

- 第16条 補助対象者は、補助対象事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第17条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき若しくは第14条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和7年2月28日のいずれか早い期日までに文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第18条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第13条に基づく承認をした場合にあっては、その承認した内容とする。以下同じ。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助金は、補助対象事業が完了した後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

2 補助金の交付は、前項の補助金額の確定後に、補助金の交付の決定がされた日の属する年度の3月31日までに精算払により支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助対象者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、文化芸術・観光融合促進事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第8号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第21条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(決定の取り消し)

第22条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第11条又は第13条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助対象者が補助金の申請時に第3条に該当しないことが判明したとき。
- 二 申請書類、あるいは実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
- 三 補助対象事業が事業実施期間中に完了しないことが判明したとき。

- 四 実績報告が第17条の期日までにされず、第19条第2項の期日までの補助金の支払いに支障をきたすとき。
 - 五 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
 - 六 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - 七 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。
- 2 前項の規定は、第18条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、感染症拡大防止等のため、補助対象事業を実施しないことが相当であると認めるときは、第11条又は第13条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第23条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象者に対して既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を請求することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	
項目	内容
出演料	文化芸術活動を行う個人・団体の出演料（源泉所得税は対象外）
使用料及び賃借料	会場使用料、機材・設備・備品等の賃借料など （イベント実施日以外の日の会場使用料及び賃借料並びに補助対象者が自ら設置し又は管理する会場等の使用料は対象外）
委託料	会場設営及び運営に要する経費 舞台制作、音響・映像、舞台・展示運営等の業務に係る委託料など
人件費	当該事業に直接関わるスタッフの賃金等人件費 （補助対象者の職員等の人件費は対象外）
消耗品費	感染予防対策のための消毒液等、公演等で使用する文化芸術活動に直接必要な資材・材料等に係る経費、広報のためのチラシ・ポスター等に係る経費 （食料費、販売目的の物品及びイベント実施後に別の目的で使用できるものは対象外（例：電化製品等））
役務費	調律料、運搬費、通信費（広告宣伝に要するものに限る）、参加者に対する賠償・損害保険料など

（注）

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の発令等により自治体から要請を受けて施設の使用をキャンセルした場合のキャンセル料を含む。